

医療機関の勤務環境の改善に関する取組【高知県】(※平成30年8月1日現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
勤務環境の改善・向上	(一社)高知医療再生機構 【TEL:088-882-9910】	医療労務管理支援事業 (高知労働局委託事業)	人事・労務管理の専門家である医療労務管理アドバイザーが医療機関等を訪問し、勤務環境の改善・向上に向けた相談、助言等を無料で実施します。 (電話による相談も可) また、医療労務管理研究会の開催や、勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関の事例の収集、ニーズの把握など、医療従事者の勤務環境改善を支援します。
	高知県医療勤務環境改善支援センター (一社)高知医療再生機構 【TEL:088-882-9910】	勤務環境整備事業 (高知県委託事業)	医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)や 医療経営アドバイザー(医療経営コンサルタント)が、医療機関等からの勤務環境改善に向けた労務管理面や医療経営面に関する相談や勤務環境改善マネジメントシステムの導入に向けた取組を支援します。また、研修会の開催や、勤務環境改善に役立つ情報を提供しています。
	厚生労働省高知労働局 職業安定部職業対策課 【TEL:088-885-6052】	人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入等を通じて、従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成します。
	高知県健康政策部医療政策課 【TEL:088-823-9665】	就業環境改善相談・指導者派遣事業	病院等の看護部の体制づくりや看護業務の効率化、勤務環境改善を図るため、アドバイザーを派遣し病院等の抱える問題について、相談、助言等を行います。
多様な働き方が可能な環境の整備	厚生労働省高知労働局 雇用環境・均等室 【TEL:088-885-6041】	時間外労働等改善助成金 (職場意識改善コース)	①雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であり、かつ、月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲のある中小企業事業主が、年次有給休暇の取得促進や所定外労働時間の削減の取組を行った場合、その取組に要した費用の一部を助成します。【申込締切:平成30年10月1日】 ②労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている事業場(特例措置対象事業場:常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場)で、かつ、所定労働時間が週40時間を超え、週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主が、所定労働時間を短縮する取組を行った場合、その取組に要した費用の一部を助成します。【申込締切:平成30年10月1日】
	厚生労働省高知労働局 雇用環境・均等室 【TEL:088-885-6041】	時間外労働等改善助成金 (時間外労働上限設定コース)	「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間(限度基準)を超える内容の時間外・休日労働に関する協定(特別条項)を締結している事業場を有する中小企業事業主が、労働時間を短縮して、限度基準以下の上限設定を行う取組を行った場合、その取組に要した費用の一部を助成します。【申込締切:平成30年12月3日】
	厚生労働省高知労働局 雇用環境・均等室 【TEL:088-885-6041】	時間外労働改善助成金 (勤務間インターバル導入コース)	勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るため、「勤務間インターバル制度を導入(拡充)」した中小企業事業主に対し、その取組に要した費用の一部を助成します。【申込締切:平成30年12月3日】
	厚生労働省高知労働局 雇用環境・均等室 【TEL:088-885-6041】	時間外労働等改善助成金 (団体推進コース)	事業主団体等が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(構成事業主)の労働者の労働条件改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、取組に要した費用の一部を事業主団体等に対して助成します。【申込締切:平成30年8月31日】
	テレワーク相談センター 【Tel.0120-91-6479】	時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)	労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その導入に要した費用の一部を助成します。【申込締切:平成30年12月3日】
	厚生労働省高知労働局 雇用環境・均等室 【TEL:088-885-6041】	受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するために、一定の要件を満たす喫煙室の設置、屋外喫煙所の設置、換気装置の設置などの取組を行う中小企業事業主に対し、その取組に要した経費の一部を助成します。
		業務改善助成金	事業場内の最も低い労働者の賃金(1,000円未満の事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げる計画及び業務改善(生産性向上の設備投資等)に係る計画を策定し実施した中小企業事業主に対し、業務改善に要した経費の一部を助成します。【申込締切:平成31年1月31日】
		両立支援等助成金 (事業所内保育施設コース)	労働者のための保育施設を設置・運営する事業主及び事業主団体に費用の一部を助成します。夜間延長や体調不良児受け入れへの加算もあります。平成28年4月1日以降、新規設置・運営計画の認定申請を停止しています。(運営費の事後認定を除く) 新たに事業所内保育施設の設置・運営を行う事業主は「企業主導型保育事業」(内閣府)による助成制度の活用をご検討ください。【問い合わせ先:公益財団法人児童育成協会 TEL03-5766-3801】
		両立支援助成金 (出生時両立支援コース)	男性が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取組によって男性に育児休業や育児目的の休暇を取得させた事業主に一定額を助成します。
		両立支援助成金 (介護離職防止支援コース)	仕事と介護の両立に関する職場環境改善の取組を行い「介護支援プラン」を作成し、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に一定額を助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース(育児取得時・職場復帰時))	「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得した場合及び、当該育児休業者を原職等に職場復帰した場合、中小企業事業主に一定額を助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース(代替要員確保時))	育児休業取得者の代替要員を確保し、原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に一定額を助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース(職場復帰後支援))	育児からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、新たな制度導入などの支援に取り組んだ中小企業事業主に一定額を助成します。
	高知県商工労働部雇用労働政策課 【TEL:088-823-9763】	ワークライフバランス推進企業認証制度 (H30.4.1要綱改正)	男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進など働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業等を県が認証します。

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
就業の促進	ハローワーク高知 【TEL:088-878-5327】	「人材確保コーナー」による無料相談	無料相談を通して、福祉分野(医療、介護、保育関係)での人材確保に向けて、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ります。
		福祉関係求人充足プラン策定支援	福祉関係求人雇用管理の改善に努める求人者に対する支援の実施を行います。
	ハローワーク高知 マザーズコーナー 【TEL:088-878-5326】	「マザーズコーナー」による無料相談	子育てしながら就職を希望する者に対する就職支援を実施いたします。
		女性医師復職支援事業	出産、育児などによって診療の場から離れている女性医師が復職するための相談窓口を設置し、再就業医療機関の情報収集・提供、復帰に向けた研修支援を行います。
	(一社)高知医療再生機構 【TEL:088-822-9910】	機構医師派遣事業	県内で勤務を希望する医師を、一定期間機構が雇用し、医師の希望する医療機関に派遣します。
		ナースセンター事業	看護職員の求人、求職の斡旋や情報提供、未就業看護職員に対する再就業のための研修等を実施します。看護に関する普及啓発(ふれあい看護体験等の実施)を行います。
	(公社)高知県看護協会 高知県ナースセンター 【TEL:088-844-0758】	潜在看護職員等復職支援事業	出産や育児などにより、看護業務から離れている看護師等の有資格者のうち病院等への就業を希望する者に対して、研修(看護知識や技術、臨床実務研修)を行い、地域の病院や訪問看護ステーション等に復帰できるようにマッチングを行います。
高知県健康政策部医療政策課 【TEL:088-823-9665】		新人看護職員研修事業費補助金	新人看護職員に対して、基本的な臨床実践力に関する研修を行うことにより、看護の質の向上と早期離職防止を図るために補助します。
	院内保育所運営支援事業	医療従事者の離職防止及び再就職を促進するために、病院内保育所の運営に対して助成します。	
キャリアアップ・人材育成	(一社)高知医療再生機構 【TEL:088-822-9910】	認定看護師資格取得支援事業	看護職員が、認定看護師の資格を取得するために必要な研修参加費、滞在費、交通費などを助成します。
		看護職員等研修派遣支援事業	安全で質の高い医療を提供する体制を整えるため、看護師やメディカルスタッフが先進的な医療機関で研修するための費用を助成します。
	(公社)高知県看護協会 高知県ナースセンター 【TEL:088-844-0678】	看護職員研修事業	看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)を対象として、質の向上及び技術の習得を図るために、各種研修会を開催します。
	厚生労働省高知労働局職業安定部 職業対策課 【TEL:088-885-6052】	キャリアアップ助成金	非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、一定の取組を実施した事業主に対して助成します。
	厚生労働省高知労働局職業安定部 訓練室 【TEL:088-888-6600】	人材開発支援助成金	雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した職業訓練などを計画に沿って実施した場合や制度の導入及び適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。
その他	厚生労働省高知労働局 雇用環境・均等室 【TEL:088-885-6041】	次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働大臣の認定(くるみんマーク・プラチナくるみんマークの取得)	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことで「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(高知労働局長への委任)を受けることができます。認定を受けた事業主は、認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん」を商品や広告、求人広告、企業の封筒、名刺などにつけ、子育てサポート企業であることをPRすることができます。
		均等・両立推進企業表彰(ファミリーフレンドリー企業部門)	仕事と育児・介護との両立を支援する取組を行い他の模範となるような企業を表彰する制度(厚生労働大臣表彰)で、表彰によりその取組が広く周知され、企業イメージアップ、人材確保につながります。
	高知産業保健総合支援センター 【TEL:088-826-6155】	メンタルヘルス対策など産業保健事業に関する相談等	事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談対応や研修等を行っています。(メンタルヘルス対策・治療と職業生活の両立支援の普及促進等) また、高知県内の4カ所の地域産業保健センターでは、労働者50人未満の事業場を対象に、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談等を行っています。 なお、利用はすべて無料です。